

# 地域公共交通会議の設置の流れ

## 平成 14 年 2 月道路運送法改正に伴うバス事業の規制緩和

需給調整規制が撤廃され、路線バスの営業の参入・休廃止が原則自由化

### 乗合バス全国の状況

- ・地域住民の移動手段が自動車に依存する傾向が高まったことで多くの路線バス事業者が、従来の路線網の見直しを進めた。
- ・路線からの退出や見直しが活発化
- ・退出や見直しに伴い、地方公共団体の企画や補助によって運行されるバスが増加（コミュニティバス・デマンド交通）
- ・地域公共交通確保の財政負担は、年々増加傾向
- ・地域住民がNPOを設立して運行するケースも始まった。

### 都留市の状況

- ・道路運送法改正の施行に基づき、15年4月バス事業者から県協議会に単独維持困難の申し出
- ・15年9月に「都留市生活交通対策懇話会」を設置し、基本的には路線の廃止を行わず、減便・路線再編成で対応。午前中の便は可能な限り「市立病院」を経由」など意見を市長へ報告
- ・16年1月、市とバス事業者協議のうえ、現在の18系統で運行。都留市生活バス路線維持費補助金交付要綱施行
- ・企画推進局「生活交通対策班」において、市内循環バスの検討やシミュレーションを事業者の協力を得る中実施。営業として成り立つほどの利用客望みせず、採算性乏しいことが判明

## 平成 18 年 10 月道路運送法改正

### 地域の実情や利用者のニーズに応じた旅客輸送サービスの普及を促進

コミュニティバス、乗合タクシー等の普及促進

市町村バスやNPOによるボランティア有償運送の制度化



- ・21条バス（貸切代替バス）は原則廃止（4条＝一般旅客自動車運送事業の許可に移行）、80条バス（自主運行バス）は78・79条に移行し、許可制から登録制への変更
- ・地域が必要と考える公共交通については、地域交通会議を発展させた新たな協議組織「地域公共交通会議」設置により、路線新設・変更等の手続きに加え運賃設定についても上限認可制から届出制に弾力化
- ・地方公共団体、バス・タクシー事業者、地域住民等地域の関係者（地域公共交通会議）が必要と合意した場合、市町村、NPOによる運送サービス提供が可能

## 平成 21 年 4 月都留市地域公共交通会議設置条例施行

道路運送法施行規則 第9条の3

### 地域公共交通会議とは？

地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置付けられた。



### 地域での合意形成

#### 具体的な協議内容

（国交省ガイドライン抜粋）

- ・運行の形態：利用者の利便性の確保のため、他の路線定期運行との整合がとれているか。
- ・運賃及び料金：種類、額、適用方法について、社会的経済的事業に照らし利用者に過度な負担を強いていないか。他の運送事業者との間に、不当競争を引き起こす恐れがないか。特定の旅客に差別的な取扱いがなされていないか。
- ・路線、営業区域、使用車両等：他の路線定期運行との整合がとれているか。地域特性又は路線特性等に即した使用車両か。
- ・運行計画：運行時刻設定が、利用者の利便性や安全確保に配慮されているか。
- ・路線又は営業区域の休廃止等：協議結果に基づくものは、協議が望ましい。（6か月 30日）不定期運行、区域運行は合意。（2か月 30日）
- ・市有償輸送の必要性：バス等の公共交通機関が不在の場合、又はバス等の公共交通機関のみでは、住民に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合、それらを補完する手段としての必要性を協議
- ・収受する対価：市有償輸送の旅客から収受しようとする対価が、道路運送法施行規則及び関係通達の規定に基づいているか。

等